

# 2016 年度鹿児島大学教職員組合定期大会

2016 年 6 月 24 日（金）

鹿児島大学教職員組合

## 2016年度鹿児島大学教職員組合定期大会

日時：2016年6月24日（金）18：00から19：30（予定）

場所：農・獣医共通棟2階204教室

### 式次第

#### 1. 開会

#### 2. 議長選出

#### 3. 2015年度中央執行委員長挨拶

#### 4. 議事

- ①（第1号議案）2015年度活動報告（案）
- ②（第2号議案）2015年度決算報告（案）
- ③（第3号議案）2015年度会計監査報告
- ④（第4号議案）教職員組合規約改正について
- ⑤（第5号議案）不正会計問題への対応について
- ⑥（第6号議案）あおぞら保育園の管理運営の大学への移管について
- ⑦（第7号議案）2016年度中央執行委員会委員の承認と紹介
- ⑧（第8号議案）2016年度活動方針（案）
- ⑨（第9号議案）2016年度予算（案）
- ⑩（第10号議案）その他報告事項

#### 5. 2016年度中央執行委員長 挨拶

#### 【参考資料】

- ・財産目録 ・2015年度役員名簿 ・2016年度役員名簿
- ・国立大学法人鹿児島大学教職員組合規約
- ・鹿児島大学教職員組合会計規定

鹿児島大学教職員組合 2015 年度活動報告（案）

例年に比べて4カ月遅れて昨年10月にスタートした2015年度の中央執行委員会は、不正会計問題による混乱を收拾し、組合活動を通常の軌道に戻すことを基本的な目標として8カ月余り活動してきた。この間の活動を振り返り、残された課題について整理したい。

1. 不正会計問題への対応

2014年秋に発覚した前書記による不正会計処理問題に対して、担当の中央執行委員を中心に不正の全容解明に取り組むとともに、前書記との交渉を鴨志田祐美弁護士に依頼し金銭的損害の回復を図ろうとした。しかし前書記は極めて杜撰な会計処理を行っており、十分な資料が入手できず、不正会計処理の全容を明らかにすることはできなかった。一方前書記は、弁護士からの面談の要請に対しても不誠実な対応を繰り返し、金銭的損害回復のための交渉の端緒もつかめない状況であった。

そこでこの問題への対応に関して大会で一任を受けていた中央執行委員会は、前書記に対して不正な会計処理を行ったことによる損害賠償請求訴訟を行うことを決定し、鴨志田弁護士に依頼して5月11日に鹿児島地方裁判所に提訴した。これは現時点で、客観的な証拠から明らかな前書記による組合への金銭的損害を確定し、損害回復の端緒とすることを目的としたものである。裁判の見通しについては不確定な要素があるが、金銭的損害の回復については裁判の結果をみて、費用対効果も考慮しながら現実的な対応を取っていく必要がある。

2. 財政を含む組合運営の見直し

不正会計処理問題を招いた組織的な問題を検証するために、2011～2013年度の中央執行役員と会計監査委員に対する聞き取り調査を実施した。その結果、会計処理が前書記に任せ切りで日常的なチェックが行われていなかったこと、十分な会計監査が行われていなかったこと、年度ごとの執行委員の交代の際に十分な引き継ぎが行われていなかったことなどが、不正会計処理問題の発生と損害拡大の要因となったことが明らかになった。

これを受けて中央執行委員会は会計規定の改正を行い、組合の会計処理については書記次長の監督のもとで書記が実務を行い、毎月書記次長が出納や資産の状況をチェックするとともに、3か月に1度税理士によるチェックを受けることを定めた。また会計監査体制を充実させるために会計監査手順を定めるとともに、外部監査委員を依頼する規約改正を2016年度定期大会に諮る。

一方財政に関しては各支部からの報告に基づいて組合員数の動向を把握し組合員数を確定し、2015年度と2016年度については全大教の規定に基づいて全大教費を納入することを決定した。

組合の円滑な運営のためには事務局に書記をおいて事務処理を行ってもらうことは不可欠であるが、財政状況を考えると、アルバイトの形で雇用せざるを得ない。2015年5月の前書記の退職後、10月よりアルバイトの書記を雇用し、これにより書記の人件費が大幅に削減され財政状況は若干改善した。しかし組合員の大幅な減少は続いており、決して楽観できない状況である。慎重な財政運営が必要である。

なお聞き取り調査の過程で、前書記は欠勤が多く、勤務態度がよくなかったことが明らかになった。雇用契約書なども保管されておらず、労務管理が十分でなかった面があった。これを受けて事務局書記、桜ヶ丘支部書記とも十分な内容を含んだ雇用契約を書面で結び、年度ごとにきちんと更新手続きを取っていくこととした。人を雇用するからにはきちんとした労務管理を行う必要があることは、常に認識していなければならない。

3. 労働条件の改善・向上

2015年度も11月と3月に要求書を提出し、これを受けて12月と5月の2回団体交渉を行った。2015年度は平均0.4%の本給のベースアップ、期末・勤勉手当の0.1月分引き上げを内容とする人事院勧告がでており、12月の交渉で人勧の内容を最低線とする給与改善を申し入れ、3月にそれに沿った給与規則の改正と遡及実施が行われ、追給が支給された。しかしこれは、とにかく中央省庁に追随する鹿児島大学の人事方針の表れであり、非常勤職員の給与改善など一顧だにしない姿勢は非常に問題である。

また2回の交渉において組合員である技術系職員からの要望に基づいて、技術専門員への昇任と4級への昇級の基準を明確にするよう迫ったが、当局側は従来の説明を繰り返すのみで明快な回答は得られなかった。熱中症対策やハチアレルギ対策など大学側の対応を見ながら、粘り強く要求していく必要がある。

一方、賃金改善の要求や教員の後任人事の凍結解除の要求に対して大学側は、大学の財政状況の悪化見通し、特に人件費の不足を理由にほとんど考慮する姿勢を示さなかった。5月の交渉では組合側の要求とは無関係に、一般職員のだ員削減の必要性にまで言及するありさまである。技術職員の組織の一元化についても人員削減が強行されな

いよう、全学の技術系職員で組織する技術職員会議と連携して取り組んでいく必要がある。

また団体交渉に向けて各支部で要望を聞く過程で、特任教員の組合員から給与が非常に低く抑えられているという訴えがあり、その対応として郡元・下荒田地区の若手特任教員の方を対象にアンケートを実施し、待遇に関する実態調査を行った。その結果、特任教員の方の待遇は個々に契約（大半が単年度で最長期間を定めて更新する形式）が結ばれており、賃金額や手当支給の有無など人によって待遇に大きな差があることが明らかになった。賃金の額も一方的に提示されており、その妥当性については判断基準が無い。その他、契約外の業務の強要、雇用継続をめぐるトラブル、雇用手続きの形骸化など様々な問題も上がってきた。待遇の改善に向けて、特任教員の方々の組織化ができるかどうかがかギとなると考えられる。

#### 4. 大学の民主的運営体制の維持発展

12月の団体交渉では学長裁量経費の減額と十分な教育研究費の確保、退職教員の後任不補充の解消、5月の交渉では知的財産関係の赤字への対応等の説明を求めたが、大学側は毎回、人件費の不足見込みを示す（と説明している）「人件費の推移」を示し、金が無いので仕方がない、ご理解いただきたいという回答に終始している。大学側の財政状況に関する説明は非常に分かりにくく、的外れな事ばかり意図的に説明しているのではないかとさえ思われるほどである。大学の財政状況について、もっとシンプルでわかりやすい説明を強く求めたい。

5月の団体交渉では組合員の要望に基づき、共通教育の英語の担当授業コマ数が旧教養部所属だった教員と従来から学部にも所属していた教員の間で著しい不平等があり、是正を担当部署に要求しても長年放置されてきた問題を指摘した。大学側は問題の重要性は認識した旨の回答をしたが、是正が図られていくか今後の推移を注視していかなければならない。

なお昨年10月の学長選考にともなう学内意向調査にあたって、候補者の考えを聞く公開討論会を開催した。7名の学長候補適任者の内3名に出席していただいたが、教職員の参加者は20名余りで事前の広報活動が不十分であった点は反省しなければならない。

#### 5. 組合組織の維持・拡大

2016年5月1日現在の組合員数は216名で、昨年10月より63名減少した。組合員数の変動の激しい桜ヶ丘支部を除くと13名の減少であったが、教育学部支部が3名の増加を勝ち取ったことは高く評価される。

2015年度は、とにかく組合がどういう活動を行っているか広く発信していこうという考えのもと情報宣伝活動に取り組んだ。従来の組合ニュースとは考え方を変えて、気軽に読めるA4表裏1ページのニュースを月1回を目標に5号発行し、非組合員へも配布した。直属部では大学本部、共通教育事務、図書館を対象に、昼休みに事務職員へのニュースの配布を行った。新規組合加入というような具体的な成果はまだ得られていないが、組合の存在を意識してもらうような効果はあったと考えている。

また情宣活動では、課題であったホームページがリニューアルして5月に公開された。担当中央執行委員と事務局書記が業者とやり取りしながら立ち上げたもので、今後は書記を中心に内容の更新・追加等の管理をしっかりを行い、情宣と組織拡大に有効に活用していくようにしなければならない。

本年度は12月に法文学部支部と共催で「TPPの背景と問題点」、2月に科学者会議と共催で「科学者の軍事動員が始まっている！ - 科学は平和の為に -」の2回の学習会を開催した。また全学レクリエーションとしては、1月に新年会を開催し、4月にはサッカーJ3リーグ公式戦の観戦を企画していたが直前に発生した熊本地震のために試合が中止となってしまった。各支部でもさまざまなレクリエーション企画を実施していただいたが、支部活性化経費はまだ残額がある状況である。支部活性化経費も活用して、組合の存在をアピールできるようなイベントを積極的に実施していただければと思う。

組織の維持拡大に関しては、組合の本来の目的である組合員の労働条件の維持改善と大学の民主化を目指した地道な活動に取り組み、そのことを積極的な情宣活動により広く教職員に知ってもらって組合に対する理解を広げていくしかないと考えられる。

第2号議案

2015年度決算案（2015年6月～2016年5月）

1. 一般会計収支表

(単位：円)

項目	収入	支出	繰越金
2015年度予算	9,375,676	9,375,676	0
2015年度決算	9,496,030	6,425,172	3,070,858

2. 一般会計収入の部

(単位：円)

項目	2014年度決算 (未承認)	2015年度			備考
		予算 (A)	決算 (B)	差額 (B-A)	
前年度繰越金	3,063,066	765,676	765,676	0	2015年6月1日時点で実際にあった現金・預金の総額
鹿大教職組費	8,524,053	7,900,000	8,118,738	218,738	
法文学部支部	1,453,360	1,200,000	1,175,562	△ 24,438	
教育学部支部	1,055,553	1,000,000	1,054,265	54,265	
理学部支部	940,603	950,000	1,011,362	61,362	本俸の0.8%
農学部支部	2,028,586	1,800,000	1,880,668	80,668	定時勤務職員は本俸の0.3%
水産学部支部	1,009,086	1,100,000	1,127,782	27,782	短時間勤務職員は本俸の0.2%
桜ヶ丘支部	1,781,907	1,400,000	1,423,112	23,112	
直属部会	254,958	450,000	445,987	△ 4,013	
全大教旅費補助	804,314	250,000	220,126	△ 29,874	
雑収入	106,039	30,000	83,318	53,318	
教職員共済旅費・手数料	462,832	300,000	308,172	8,172	
社会保険個人負担（本部書記）	301,000	130,000	0	△ 130,000	前書記分
合計	13,261,304	9,375,676	9,496,030	120,354	

3. 一般会計支出の部

(単位：円)

項目	2014年度決算 (未承認)	2015年度			備考
		予算 (A)	決算 (B)	差額 (B-A)	
全大教費	3,163,928	2,949,914	2,419,714	△ 530,200	2015年度は、納入人員171名（×1100円×12カ月）で計算 2014年度滞納金（428,714円）含む
活動費	395,448	600,000	222,774	△ 377,226	組合レクレーション補助、退職記念品代、各種懇親会補助、桜ヶ丘看護師オリエンテーション実施費用等
旅費交通費	828,332	400,000	218,124	△ 181,876	全大教、全大教九州などの各種会議等の出席旅費
広報費	248,706	200,000	0	△ 200,000	組合ニュース、定期総会総括、封筒等の印刷代
資料費	0	10,000	0	△ 10,000	
通信費	26,479	30,000	49,475	19,475	電話、切手、送料、送金手数料、インターネット等
消耗品費	73,856	80,000	38,671	△ 41,329	コピー代、コピー用紙、封筒、インク、文具等
会議費	84,088	150,000	38,136	△ 111,864	中執会議、選挙管理委員会、WG等の食事代等
直属・女性部・看護部費	20,000	150,000	86,336	△ 63,664	直属・女性部・看護部の活動費
水道光熱費	57,219	60,000	36,376	△ 23,624	電気・ガス・水道料金
人件費（アルバイト2名）	4,135,579	1,750,000	1,616,325	△ 133,675	桜ヶ丘書記富山さん、本部書記東さんのアルバイト代
社会保険費（本部書記）	1,070,744	260,000	370,235	110,235	労働保険、年金、社会保険
備品費	0	200,000	114,418	△ 85,582	パソコン、タイムカードレコーダー
ホームページ更新・保守管理費	9,201	160,000	160,000	0	ホームページリニューアル費等
コピー機リース費	17,161	18,000	62,671	44,671	リコーコピー機のリース料
（顧問）弁護士費	480,600	324,000	648,000	324,000	弁護士着手金支払い
支部活性化費	20,000	150,000	65,000	△ 85,000	
予備費	2,160	1,883,762	278,917	△ 1,604,845	慶弔費、「全大教九州、中国・四国書記の会」への繰越金立替払い（267,685円）、あおぞら保育園関係
合計	10,633,501	9,375,676	6,425,172	△ 2,950,504	

#### 4. 特別会計

(単位：円)

項目	活動基金Ⅰ	活動基金Ⅱ	退職積立金	備品積立金	備 考
①2014年度迄の積立金	0	0	0	0	労金口座の統廃合
②預金利息	0	0	0	0	
③2015年度新規積立金	2,551,608	123,598	0	0	
④一般会計へ繰り入れ	0	0	0	0	
合計 (①+②+③-④)	2,551,608	123,598			
特別会計 合計	2,675,206				

#### 5. 参考 (資産残高)

一般会計普通預金	3,050,173
一般会計現金	20,685
特別会計定期預金	2,675,206
出資金残高	300,000
残高合計	6,046,064

	金額	備考
商品券	90,000	退職者お祝い用
	-60,000	2015年度 退職者支払い
残高	30,000	

# 鹿児島大学教職員組合会計監査報告

## 1. 監査要項

- (1) 日時：2016年 6月 20日 (月)
- (2) 場所：鹿児島大学教職員組合事務所 鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24
- (3) 監査対象：2015年度一般会計 (6~5月分)

### 特別会計 (活動基金)

2015年 6月 1日から2016年 5月31日までの一般会計並びに特別会計の収支決算書等の監査を実施しました。

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

2016年 6月 20日 (月)

会計監査委員

三浦 壮 

児玉谷 仁 

## 第4号議案

### 鹿児島大学教職員組合規約の改正

#### 1. 会計監査委員と組合費（鹿大教職組費）に関する改正

（その1）

##### 第31条（構成）

この組合に次の役員をおく。

（1）中央執行委員長 1名

（略）

（6）会計監査委員 2名

##### 【改正案】

##### 第31条（構成）

この組合に次の役員をおく。

（1）中央執行委員長 1名

（略）

（6）会計監査委員 1名

（7）外部会計監査委員 1名

（その2）

##### 第32条（選出方法）

中央執行委員長、同副委員長、書記長、書記次長、会計監査委員は役員選出規定にもとづいて全組合員の直接、無記名、秘密の投票による選挙の投票者の過半数により選出する。

2 中央執行委員は、各支部および直属部において全組合員の50名につき1人の割合（端数は切り上げ）で推薦された者を、全組合員の直接、無記名、秘密の投票による選挙の投票者の過半数の信任を受けなければならない。ただし、中央執行委員は、支部役員をかねるものとする。

##### 【改正案】

##### 第32条（選出方法）

中央執行委員長、同副委員長、書記長、書記次長、会計監査委員は役員選出規定にもとづいて全組合員の直接、無記名、秘密の投票による選挙の投票者の過半数により選出する。

2 外部会計監査委員は、中央執行委員会が専門家に委嘱し、大会の承認を受ける。

（条文挿入、以下項番号繰り下げ）

(その3)

第35条(経費)

この組合の経費は(イ)組合費、(ロ)臨時組合費、(ハ)寄付金、(ニ)事業による収入、(ホ)その他の収入をもってまかなう。

2 組合費は大会において決定する。

(略)

5 会計報告は大会の承認とともに公認会計士の証明を付すものとする。

【改正案】

第35条(経費)

この組合の経費は(イ)組合費、(ロ)臨時組合費、(ハ)寄付金、(ニ)事業による収入、(ホ)その他の収入をもってまかなう。

2 組合費のうち鹿大教職組費については大会において決定する。

(略)

5 会計報告は税理士の証明を付して大会の承認を得なければならない。

2. 特別執行委員に関する改正

第30条(特別執行委員)

特別執行委員とは、この組合の加入する上部団体の執行委員に選出される組合員であつて、中央執行委員会の承認を必要とする。

2 特別執行委員は、中央執行委員会に出席し、発言することができる。ただし、特別執行委員は、第25条第2項による成立および議決には関与できない。

【改正案】

第30条(特別執行委員)

特別執行委員とは、この組合の加入する上部団体の執行委員に選出される組合員であつて、中央執行委員会の承認を必要とする。

2 前項に定める他、中央執行委員会は組合運営上必要な場合には特別執行委員を選出することができる。

(条文挿入、以下項番号繰り下げ)

第5号議案

不正会計問題への対応について

1. 元専従書記 H 氏に対する損害賠償請求訴訟の判決が出た後の対応については、ひきつづき執行部と鴨志田祐美弁護士に一任していただく。

## 第6号議案

### あおぞら保育園の管理運営の大学側への移管について

1. 教職員組合が担ってきた鹿児島大学授乳所「あおぞら保育園」の管理運営については、大学側へ移管する方向で交渉を行う。その際、保育士の労働条件の悪化につながらないよう最大限の努力を払う。

## 鹿児島大学教職員組合 2016 年度活動方針（案）

近年、トップダウンという言葉を経験する様々な場面で耳にするようになった。大学も例外ではなく、学長を頂点とする一部の上部に大学運営の権限を集中させようという現政権の方針は、当然ながら現場の教職員の間に混乱と軋みを生じさせることとなった。特に予算や人員の削減、競争意識の助長といった、1人1人の労働環境や心身の健康に深刻な影響を与えかねない、昨今の大学をめぐる一連の改革は、学長のリーダーシップを強化することによって、むしろ大学全体の質の低下を招くことになりかねない状況を生み出している。なぜなら、トップダウンによる教授会自治の制限、年俸制や自己評価の一方的導入などは、教職員自らが、健全な環境のもとに働く意義を見出し、自己を研鑽しようとする意欲や権利を奪うことになるからである。リーダーシップがもてはやされる背景には、ある種のカリスマ性に变革を期待する社会背景があるのかもしれないが、それは時に暴走の危険を孕むことを忘れてはならない。

2016 年度、鹿児島大学教職員組合は、「働く」ことの原点に立ち返りたい。教職員1人1人が、労働意欲を損なうことなく、健全な環境のもと、大学運営の一部を自らも担っている自覚を得られるよう、労働条件を整える一助となることを目指す。そのためには、各部署が抱える問題を丁寧に掘り起こし、情報を組合員同士で共有し、交渉から解決へ確実につなげていくことが重要である。地道な作業は時間を要し、すぐに納得のいく結果を得られにくいかもしれないが、行動は必ず何らかの実を結ぶ。これまで個々に声を上げても届かなかった様々な問題を、改善の可能性への一歩に変えることが組合の果たすべき役割だと考える。過去数年にわたる会計の不正処理問題についても、今一度組合の活動の在り方を見直し、誰のための組合かということを各々が改めて自覚することによって、再発防止の出発点としたい。

以上のような基本的姿勢に立ち、2016 年度の組合中央執行部は、次に挙げる活動を中心に運営を担っていく予定である。

### 1. 労働条件の改善・向上に向けた取り組み ～現場の声を聞く

2015 年4月以降、「給与制度の総合的見直し」に伴い、鹿児島大学の教職員の給与水準は事実上引き下げられることになった。一方、継続的な人員削減や教員人事の凍結などにより、教職員の仕事量は大幅に増え、過剰労働の問題を生み出している。ストレスマネジメントも形式的なものに過ぎず、大学当局が労働条件の悪化を真摯に受けとめているとは言い難い。教職員組合としては、まずできるだけ多くの組合員から、労働環境をめぐる現場の状況を聞く機会を設け、具体的問題点を掘り起こす作業に着手したい。その上で、過半数代表者と協力し、本給・各種手当を含む給与水準の全体的向上ならびに教職員の過重労働解消等の具体的改善を大学当局に要求していく。特任教員や非常勤職員についても、労働実態に見合った適正な待遇改善を強く要求する。

### 2. 大学の民主的運営体制の維持

学長のリーダーシップ強化によるトップダウンの大学運営体制が、教職員の労働環境に負の影響を与えることになっていないかどうか、監視し続けていく。学長の言動によって教職員が翻弄されることなく、適正な労働条件のもと働き続けられるよう、意見を述べる場の確保と機会の維持を要求していく。また現在の大学運営体制のなかで、非民主的な問題が放置されていないか確認し、必要に応じて改善を要求していく。

### 3. 組合運営の在り方と財産管理体制の見直し

5月16日の説明会において示されたように、過去の不適切な会計処理の問題については、前年度執行部から引き続き、専任の中央執行委員を中心に解決に向けて努力していく。また組合運営、財産管理の在り方についても、前年度執行部が組合規約を含む全体的な見直しを行なったのを受け、安定した組合活動ができるよう引き続き努力していく。特に財産管理について、これまでの反省に基づき、2016 年度からは外部専門家の助言も取り入れながら、より適正な運用が出来るよう努めていく。

### 4. 組合組織の維持および組合加入促進へ向けた積極的な取り組み

定年退職・管理職就任等による組合員の減少が続く中、新規加入も非常に少なく、厳しい状況が続いている。組合員の減少により、組合活動そのものが縮小されたり、大学当局への交渉力が低下しないよう、拡大に向けた取り組みを根気よく続けていく。具体的な方法として、①『組合ニュース』の工夫と、発行部数の増加、②組合ホームページの充実、③各支部の連携による学習会等の案内活動促進、④新規採用者への組合活動紹介の工夫、⑤人的ネットワークを通じた積極的な勧誘、⑥直轄部を含む事務職員への働きかけ、を行う。

## 第9号議案

## 2016年度予算案(2016年6月～2017年5月)

## 1. 一般会計収支表

(単位:円)

項目	収入	支出	繰越金
2015年度決算	9,496,030	6,425,172	3,070,858
2016年度予算	11,281,358	11,281,358	0

## 2. 一般会計収入の部

(単位:円)

項目	2015年度決算	2016年度予算	備考
前年度繰越金	765,676	3,070,858	
鹿大教職組費	8,118,738	7,660,500	
法文学部支部	1,175,562	1,092,120	
教育学部支部	1,054,265	965,244	
理学部支部	1,011,362	985,464	
農学部支部	1,880,668	1,866,564	
水産学部支部	1,127,782	1,073,712	
桜ヶ丘支部	1,423,112	1,385,700	
直属部会	445,987	291,696	
全大教旅費補助	220,126	220,000	
雑収入	83,318	30,000	
教職員共済旅費・手数料	308,172	300,000	
合計	9,496,030	11,281,358	本俸の0.8% 定時勤務職員は本俸の0.3% 短時間勤務職員は本俸の0.2%

### 3. 一般会計支出の部

(単位:円)

項目	2015年度決算	2016年度予算	備考
全大教費	2,419,714	1,702,800	納入人員129名(×1100円×12カ月)で計算
活動費	222,774	600,000	組合レクリエーション補助、退職記念品代、各種懇親会補助、桜ヶ丘看護師オリエンテーション実施費用等
旅費交通費	218,124	400,000	全大教、全大教九州などの各種会議等の出席旅費
広報費	0	100,000	組合ニュース、定期総会総括、封筒等の印刷代
資料費	0	10,000	
通信費	49,475	70,000	電話、切手、送料、送金手数料、インターネット等
消耗品費	38,671	80,000	コピー代、コピー用紙、封筒、インク、文具等
会議費	38,136	50,000	中執会議、選挙管理委員会、WG等の食事代等
直属・女性部・看護部費	86,336	150,000	直属・女性部・看護部の活動費
水道光熱費	36,376	50,000	電気・ガス・水道料金
人件費(アルバイト2名)	1,616,325	2,000,000	桜ヶ丘書記富山さん、本部書記東さんのアルバイト代
社会保険費(本部書記)	370,235	400,000	労働保険、年金、社会保険
備品費	114,418	100,000	
ホームページ更新・保守管理費	160,000	30,000	ホームページ管理費等
コピー機リース費	62,671	70,000	リコピー機のリース料
(顧問)税理士費	648,000	170,000	2015年度は(顧問)弁護士費
支部活性化費	65,000	150,000	
特別会計へ繰入	0	3,000,000	出資金700,000円, 定期2,300,000円
予備費	278,917	2,148,558	慶弔費、あおぞら保育園関係、裁判費用
合計	6,425,172	11,281,358	

### 4. 特別会計

(単位:円)

項目	活動基金	出資金	備考
①2015年度迄の積立金	2,675,206	300,000	
②預金利息	0	0	
③2016年度新規積立金	2,300,000	700,000	一般会計より繰入
④一般会計へ繰り入れ	0	0	
合計(①+②+③-④)	4,975,206	1,000,000	
特別会計 合計	5,975,206		

**財産目録 (2016年5月31日)**

(1) 預貯金

	銀行名	店番号または記号 <sup>1)</sup>	口座番号	金額	備考
普通預金	九州労働金庫	938	27***57	1,746,324	一般会計の財源
普通預金	郵便局	17840	***27771	431	一般会計の財源
普通預金	鹿児島銀行	120	338***4	1,303,418	一般会計の財源
	小計			3,050,173	
定期預金	九州労働金庫	938	638****	2,551,608	特別会計[通帳]
定額貯金	郵便局	57810	79***0-02	5,025	特別会計[通帳]
定額貯金	郵便局	57840	10***76-01	6,030	特別会計[通帳]
定額貯金	郵便局	57860	79***9-02	5,026	特別会計[通帳]
定額貯金	郵便局	57860	7***49-03	107,517	特別会計[通帳]
	小計			2,675,206	
	合計			5,725,379	

1) 九州労働金庫の場合は店番号(鹿児島南支店)、郵便局の場合は記号

(2) 出資金

出資年月日	出資先	証書番号	金額
2016年5月31日	九州労働金庫	257****-00014	300,000
	合計		300,000

(3) 現金

20,685 一般会計の財源

普通預金と現金の 合計額	3,070,858 (繰越金と一致)
-----------------	-----------------------

2015 年度鹿児島大学教職員組合役員

役職名	氏 名	支部
中央執行委員長	坂 本 育 生	教育
副委員長	江 幡 恵 吾	水
書記長	樗 木 直 也	農
書記次長	坂 井 教 郎	農
中央執行委員	丹 羽 佐 紀	教育
同	亀 井 森	教育
同	坂 井 雅 夫	理
同	下 田 代 智 英	農
同	渡 部 由 香	農
同	大 田 由 紀 夫	法文
同	山 口 泰 平	桜ヶ丘
同（会計問題担当）	山 本 一 哉	法文
会計監査委員	三 浦 壮	法文
同	児 玉 谷 仁	理

## 2016 年度鹿児島大学教職員組合役員

役職名	氏 名	支部
中央執行委員長	北 原 兼 文	農獣医
副委員長	宮 下 正 昭	法文
書記長	丹 羽 佐 紀	教育
書記次長	日 吉 武	教育
中央執行委員	城 野 一 憲	教育
同	中 島 宏	法文
同	今 井 裕	理
同	坂 卷 祥 孝	農獣医
同	下 桐 猛	農獣医
同	山 本 淳	水産
同	山 口 泰 平	桜ヶ丘
会計監査委員	坂 井 教 郎	農獣医
同	樗 木 直 也	農獣医

# 国立大学法人鹿児島大学教職員組合規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

この組合は国立大学法人鹿児島大学教職員組合（以下、組合と略す）と称する。

### 第2条 (組合員)

この組合は、鹿児島大学に勤務するものであって、組合の規約および目的に賛同した者をもって構成する。ただし、労働組合法第二条但書第1号に定める管理監督的地位にある労働者等は加入できない。

### 第3条 (性格)

この組合は労働組合法に基づく労働組合である。

### 第4条 (事務所)

この組合事務所は鹿児島市郡元1丁目21番24号の鹿児島大学内におく

## 第2章 目的および事業

### 第5条 (目的)

この組合は、組合員の賃金、労働時間、その他の労働条件の維持改善と、大学の民主化を目指すとともに、あわせて組合員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第6条 (事業)

この組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件および待遇の維持改善に関すること
- (2) 組合員の福祉厚生増進、および文化事業に関すること。
- (3) 大学の民主化に関すること。
- (4) その他、この組合の目的達成に必要なこと。

## 第3章 組合員の権利および義務

### 第7条 (権利および義務)

組合員はいかなる場合においても、人権、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。あわせて組合員は、組合すべての活動に参加する権利、および均等の扱いを受ける権利を有する。

2 組合員は、以下の権利と義務を有する。

- (1) 組合員は、組合規約を守り、組合費を納め、組合活動に参加する義務を負う。
- (2) 組合員は、組合および支部の役員、大会代議員の選挙権および被選挙権をもつ。
- (3) 組合員は、大会を傍聴し、議長の許可を得て発言することができる。
- (4) 組合員は、組合の管理する各種の施設を利用し、各種の催しに参加することができる。

### 第8条 (加入および脱退)

この組合に加入しようとする者は、支部執行委員会の承認を得て、中央執行委員会に届け出なければならない。支部のないところにおいては、直接中央執行委員会に届け、その承認を得るものとする。

2 この組合を脱退しようとする者は、その理由を明らかにして支部執行委員会または直属部に届けなければならない。

### 第9条 (統制)

組合員であって、この組合の規約に重大な違反をおかし、または、組合の利益を損ね、あるいは組合の名誉を汚した者は、大会の議決により権利の停止、または除名されることがある。

2 制裁は、中央執行委員会が指名する審査委員会において、制裁勧告にもとづき本人の弁明を聴取したのちに行う。ただし、審査委員会の発足および構成については、対象となる組合員の所属する支部執行委員会または、直属部の承認を必要とする。

## 第4章 組 織

### 第10条 (支部)

この組合には、目的達成のために支部をおく。

### 第11条 (支部の構成および機関)

支部は原則として各部局に組合員15名以上をもって構成することができる。ただし、支部の設置、改廃は大会において決定する。

2 支部には議決機関として支部総会および執行機関として支部執行委員会を置く。

#### 第12条（支部の活動）

支部は、大会の決定および中央執行委員会の方針に従って、組合の目的達成のための必要な活動を行う。

2 支部は、中央執行委員会の決定または執行に重大な異議がある場合には、支部総会で議決の上、大会または、臨時大会に提訴することができる。

3 支部は、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約、その他の規則を定めることができる。

#### 第13条（支部の財政）

支部は独自に支部組合費を徴収することができる。その額は支部総会で決定する。

#### 第14条（直支部会）

支部を設置するにいたらない部局の組合員のために直支部をおき、中央執行委員会のもとに支部に順ずる活動を行う。

#### 第15条（専門部）

この組合に、組合の目的を達成するための専門部をおくことができる。

2 専門部は大会の議決によって設置され、この規約の範囲内でそれぞれの専門部規約、その他の規則を定めることができる。

#### 第16条（特別委員会）

中央執行委員会は特別委員会を設置することができる。特別委員会は中央執行委員会の委嘱により、求められた事項について意見の具申を行うことができる。

## 第5章 機 関

### 第1節 大会

#### 第17条（大会）

この組合に最高議決機関として大会をおく。

#### 第18条（構成）

大会は、大会代議員と中央執行委員、会計監査委員によって構成される。大会代議員は、各支部と直支部毎に、組合員15人に1人の割合で組合員の中から直接無記名投票により選出された代議員によって構成される（任期は1年とする）。ただし、端数は切り上げる。なお、中央執行委員会、会計監査委員は大会代議員になることはできない。

#### 第19条（招集）

大会の招集は、中央執行委員会が行う。定期大会は年1回開催する。ただし、次の場合は臨時大会を招集しなければならない。

(1) 中央執行委員会が認めたとき。

(2) 2つ以上の支部が総会において議決をし、議題と理由を明示して開催を要求したとき。

(3) 組合員が全組合員の4分の1以上の賛成を得、かつ議題と理由を明示して開催を要求したとき。

#### 第20条（公告）

中央執行委員会は、大会開催日、場所、議題を大会の少なくとも7日前には全組合員に公告しなければならない。

#### 第21条（運営）

大会ではその都度、出席代議員の互選により、議長を選出する。

2 中央執行委員会は、大会において議案を説明し、必要な報告を行い、質問に応じなければならない。

#### 第22条（付議事項）

大会は次の事項を審議し決定する。

(1) 組合の解散に関すること。

(2) 組合の規約の制定、改廃に関すること。

(3) 組合の活動方針と活動報告に関する決定と承認。

(4) 組合経費の予算と決算および組合の財産に関する決定と承認。

(5) 支部、直支部および専門部の設置、改廃に関すること。

(6) 組合費の決定に関すること。

- (7) 組合員の制裁に関する事。
- (8) 上部団体に加入、脱退する事。
- (9) その他、重要事項に関する事。

#### 第23条 (成立および議決)

大会は、全代議員の3分の2以上(委任状を含む)の出席で成立する。

2 大会代議員において事故あるときは、委任状をもって、その権限を大会議長に委任することができる。ただし、出席代議員数は全代議員数の2分の1以上でなければならない。

3 議題の採決は、出席代議員(委任状は除く)の過半数により成立する。可否同数の場合は、議長が決定する。

4 第22条の第1号、第2号、第7号、第8号、および大会において特に重要であると認められた事項について、その採決は3分の2以上の賛成で成立するものとする。さらに、それらの事項は全組合員の直接無記名投票による全組合員の過半数の賛成を必要とする。

5 大会には、大会代議員以外の組合員も自由に参加、傍聴することができる。また、議長の許可を得て発言することができるが、採決に参加することはできない。

6 役員は大会において議決権をもたない。

### 第2節 中央執行委員会

#### 第24条 (構成および招集)

中央執行委員会は、組合の中央執行機関であって、中央執行委員長、同副委員長、書記長、書記次長、および中央執行委員をもって構成する。

2 中央執行委員会は、必要に応じて、中央執行委員長が招集する。

#### 第25条 (執行事項)

中央執行委員会は大会の議決事項を執行し、その他緊急の事項を処理する。

2 中央執行委員会は、その執行したことに関し、大会に対して責任をおう。

#### 第26条 (審議事項)

中央執行委員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 運動方針を具体化すること。
- (2) 大会の議決に基づき、組合の業務執行に必要なこと。
- (3) 大会に提出すること
- (4) 就業規則への意見反映、労使協定、労働協約の締結に関する事。
- (5) 同盟罷業の開始と終結に関する事。但し、この事項は全組合員の直接無記名投票の過半数の決定を必要とする。

#### 第27条 (成立および議決)

中央執行委員会の議長は、中央執行委員長が原則としてこれにあたる。

2 中央執行委員会の成立には、構成員の過半数の出席を必要とする。また、議決は出席者の過半数の賛成による。

#### 第28条 (書記局)

中央執行委員会は、日常の執務機関として書記局を置くことができる。書記局は、書記長、書記次長、および中央執行委員会が必要と認めた人数の中央執行委員会によって構成する。

#### 第29条 (組合職員)

中央執行委員会が必要と認めたとき、大会の承認を得て、組合職員(書記等)をおくことができる。

#### 第30条 (特別執行委員)

特別執行委員とは、この組合の加入する上部団体の執行委員に選出される組合員であって、中央執行委員会の承認を必要とする。

2 特別執行委員は、中央執行委員会に出席し、発言することができる。ただし、特別執行委員は、第25条第2項による成立および議決には関与できない。

## 第6章 役員

#### 第31条 (構成)

この組合に次の役員をおく。

- (1) 中央執行委員長 1名
- (2) 中央執行副委員長 1名

- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 若干名
- (5) 中央執行委員 若干名
- (6) 会計監査委員 2名

#### 第32条 (選出方法)

中央執行委員長、同副委員長、書記長、書記次長、会計監査委員は役員選出規定にもとづいて全組合員の直接、無記名、秘密の投票による選挙の投票者の過半数により選出する。

2 中央執行委員は、各支部および直属部において全組合員の50名につき1人の割合(端数は切り上げ)で推薦された者を、全組合員の直接、無記名、秘密の投票による選挙の投票者の過半数の信任を受けなければならない。ただし、中央執行委員は、支部役員をかねるものとする。

3 役員選出規定は別に定める。

#### 第33条 (任期)

役員は任期は定期大会より次の定期大会までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員に欠員が生じたときは原則として補選し、その任期は前任者の残存期間とする。

#### 第34条 (任務)

中央執行委員長は、組合を代表し、組合業務を統括する。

2 中央執行副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその業務を代行する。

3 書記長は、組合の業務一般を処理する。

4 書記次長は、書記長の業務を補佐し、書記長に事故ある時はその業務を代行する。

5 中央執行委員は、業務を分担する。

6 会計監査委員と外部会計監査委員は、組合の会計事務、資産を監査し、その結果を大会に報告する。

## 第7章 会 計

#### 第35条 (経費)

この組合の経費は(イ)組合費、(ロ)臨時組合費、(ハ)寄付金、(ニ)事業による収入、(ホ)その他の収入をもってまかなう。

2 組合費は大会において決定する。

3 寄付金の受け入れは中央執行委員会の承認を必要とする。

4 会計の運用については別途規定を設ける

5 会計報告は大会の承認とともに公認会計士の証明を付すものとする。

6 この組合の会計年度は原則として、毎年6月1日にはじまり、翌年の5月31日に終わる。

## 第8章 会議の公開

#### 第36条

会議は原則として組合員に公開する。

## 第9章 補 則

#### 第37条

この規約に規定されていない事項については、組合民主主義の原則に基づいて処理するものとする。

#### 第38条

この規約の解釈に疑義が生じたときは、中央執行委員会で審議し、大会で決定する。

## 附 則

1. この規約は、2004年4月1日から施行する。

2. 2006年4月17日臨時定期大会にて一部改正、2006年4月17日から発効

3. 2008年7月25日、一部改正

4. 2016年 月 日、一部改正

# 鹿児島大学教職員組合会計規定

## 第1章 総 則

(会計規定)

第1条 本会計規定は、国立大学法人鹿児島大学教職員組合同規約（以下「規約」という）第7章第35条にもとづく。

## 第2章 予 算

(総予算)

第2条 この組合の収入および支出は、すべて予算に編成する。

2. 予算案は中央執行委員会で作成し、大会に提出し、その議決を得なければならない。

(補正予算)

第3条 総予算で必要な経費に不足を生じた時は、補正予算を大会に提出してその議決を得なければならない。

(予算項目)

第4条 予算案は項目に分けて編成し、大会における審議の参考にするための必要な資料を添付するものとする。

(予備費)

第5条 予算の項目中に予備費を設け、予算の不足および予算外に生じた経費の支出に充てる。

## 第3章 収 入

(収入の管理)

第6条 収入は組合職員がすべて収入簿に記入し、書記次長がこれを管掌する。

2. 書記次長は毎月の収入の検査を行わなければならない。

(鹿大教職組費)

第7条 鹿大教職組費は、常勤職員、非常勤の定時勤務職員および短時間勤務職員の給与（本給）にそれぞれ0.8%、0.3%、0.2%を乗じたものとし、各支部単位にまとめて納付するものとする。

2. 各支部は、その年度の組合員数と鹿大教職組費の額を5月末に鹿児島大学教職員組合に報告しなければならない。

3. 各支部は鹿大教職組費を、毎月末に当月分を鹿児島大学教職員組合に納付しなければならない。

(臨時組合費)

第8条 「規約」第7章第35条第1項（ロ）による臨時組合費については中央執行委員会が提案し、大会の

議決を得なければならない。

2. 臨時組合費の納付法については中央執行委員会で決定する。

(事業による収入)

第9条 「規約」第2章第6条による収入については、中央執行委員会の議決を得なければならない。

2. 事業による収入の使途は中央執行委員会で決定する。

(寄附金)

第10条 寄附の申出がある時は中央執行委員会の承認を得た後、これを寄附簿に記入する。

2. 寄附金の使途は特に指定がない時は、中央執行委員会で決定する。

## 第4章 支 出

(支出の管理)

第11条 支出は組合職員がすべて支出簿に記入し、書記次長がこれを管掌する。

2. 書記次長は毎月の支出の検査を行わなければならない。

(支払)

第12条 活動に必要な経費は原則として書記次長の承認を得たのち支払われるものとする。

2. 支払先の請求書があるときはこれを添付する。

3. 書記次長は必要と認めるときは、一時支払を保留することができる。

4. 組合職員は、支払を行った分についての受領書等の領収書を保管しなければならない。

5. 2万円未満の支払であれば、書記次長の事後的な承認とすることができる。

6. 組合職員の給与を含む2万円以上の支払については書記次長がこれを承認簿に記入し、押印する。

(予算の流用)

第13条 予算の流用は中央執行委員会の議を経て行い、次の大会の承認を得なければならない。

## 第5章 旅 費

(旅費規定)

第14条 活動のために必要な出張旅行に対して支給すべき旅費については、本章の定めるところによる。

(旅費)

第15条 この規定によって支給する出張旅費は、交通費、行動費および宿泊費とする。

2. 他の団体から旅費の全額または一部を支給される時は、原則としてこの規定による旅費との不足額を支給する。

3. 業務上の必要性または天災その他やむを得ない事情の場合は、実際に使用した方法によって計算する。

(交通費・行動費・宿泊費等)

第16条 交通費は、原則として鹿児島市を起点として目的地までの最も経済的な経路及び方法により旅行し

た場合の現に支払った旅客運賃を支給する。航空賃については、空港までのバス運賃を加算するものとする。

第 17 条 行動費は 1 日につき 2、200 円とし、日数により支給する。

2. 夜数は出張地における宿泊夜数を合計したものとする。

第 18 条 宿泊費 1 泊につき 10、300 円とし、夜数によって支給する。

## 第 6 章 慶弔費

(慶弔規定)

第 19 条 組合員の冠婚葬祭における慶弔項目については、本章の定めるところによる。

(慶弔費)

第 20 条 この規定によって支出する慶弔項目は、以下のとおりとする。ただし、慶弔費は別途定める。

1. 組合員の結婚 祝電および祝い金
2. 組合員の死亡 弔電および香典
3. 組合員の配偶者の死亡 弔電および香典
4. 組合員の一親等にあたる者の死亡 弔電
5. 組合員の退職 記念品
6. 組合員の出産 見舞金

## 第 7 章 雑 則

(会計報告)

第 21 条 「規約」第 5 章第 22 条第 4 項にもとづき書記次長は、その年度に属する会計計算を行い、「規約」第 6 章 34 条第 6 項の会計監査をうけ、第 7 章 35 条第 5 項の証明を付したうえで大会に決算報告を提出してその承認を得なければならない。

2. 会計監査は、別途定める鹿児島大学教職員組合会計監査手順に沿って行われなければならない。

(疑義の解釈)

第 22 条 この規定について疑義が生じた場合は中央執行委員会がその解釈を行う。

2. 前項の解釈は、文章として保管しなければならない。

(財産検査)

第 23 条 本組合所有の財産については、組合職員が財産目録に記入して、これを書記次長が管掌する。

2. 10 万円以上の備品については、組合職員が備品台帳に価額を記録しなければならない。

3. 書記次長は毎月の財産の検査を行わなければならない。

4. 財産の管理については中央執行委員会が責任を負う。

(会計検査)

第 24 条 会計の処理については 3 ヶ月毎の税理士および監査委員の検査を受けなければならない。

附 則

1. この規約の改廃は大会事項を除き中央執行委員会で行う。
2. この規定は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する
3. 1983 年 3 月 2 日、一部改正
4. 1995 年 3 月 2 日、一部改正
5. 2005 年 10 月 21 日、一部改正
6. 2008 年 7 月 25 日、一部改正
7. 2014 年 月 日、一部改正
8. 2016 年 4 月 6 日、一部改正
9. 2016 年 6 月 15 日、一部改正